

平成 29 年度 第 6 回 機械流通委員会議事録

開催日時 平成 29 年 11 月 2 日 (木) 午後 2 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

第 1 号議案 認定申請に係る発出文書に関する件について

組合より認定申請に係る、9 月 27 日から 10 月 27 日までの期間において発出された通知文書の主な内容報告がされた。

また、今後随時新たな通達があると予測できるので確認願います。

《報告内容》

(1) 新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が 30%を超える営業所に対する措置について

(9 月 27 日付・中古機流通協議会発第 5 号) (9 月 27 日付・東北遊商発第 67 号)

- ① 平成 29 年 12 月 1 日～設置台数の 30%を超えている営業所に対し、移動申請受付留保。
ただし、30%以下になる場合に限り受付する。
- ② 30%を超えていた営業所に対して、30%以下になった日から起算して 180 日間、認定・中古遊技機に関する保証書の発給停止措置を講ずることができる。
- ③ 認定申請に関して「認定申請遊技機点検確認依頼書」の依頼日が 10 月 5 日分から「新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率に関する誓約書(認定申請用)」を組合に提出すること。
- ④ 中古遊技機移動申請に関して、12 月 1 日以降の入替分から「新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書(中古移動用)」を添付し、組合に申請すること。

(2) 営業所から提出された「誓約書」及び「確認書」について

(10 月 4 日付・「全商協・回胴遊商」連名文書) (10 月 5 日付・東北遊商発第 74 号)

・「誓約書」について

- ① 誓約書の確認者は、認定申請遊技機点検確認依頼書の確認者と同一、また営業者印も同依頼書の営業者印と同一であること。
- ② 原本は組合員保管。組合にはコピーを提出。
- ③ 確認証紙注文時は、10 月 5 日以降に依頼を受けた分の確認証紙を注文するときは、認定申請遊技機点検確認依頼書に誓約書を添付すること。なお、営業所から 10 月 4 日付けの依頼書が提出された場合は、誓約書が添付されていなくても受付ける。また、同一ホールから同一依頼日で複数機種種の依頼書が提出された場合、注文書に添付する誓約書は 1 枚で構わない。
- ④ 組合へ打刻申請書類を提出する際、誓約書の添付は不要。

・中古移動用の「確認書」について

- ① 新たに開店予定日を記入すること。
- ② 11 月 30 日以前の案件に使用しても良い。
- ③ 12 月 1 日以降の入替分に、従来(50%)の確認書が使用された場合、新しい確認書の再提出。

(3) 検定機認定申請に係る各県遊協の対応状況について (東北遊商発第 79 号確認のこと)

(10 月 12 日付・東北遊商発第 79 号)

(4) 遊技機の認定申請に係る点検確認料の一部改正について

(10 月 11 日付・中古機流通協議会発第 7 号) (10 月 11 日付・東北遊商発第 77 号)

- ① 平成 29 年 10 月 12 日の全商協傘下の地区遊商組合員及び回胴遊商組合員への依頼分から適用となる。
- ② 今回は、中古移動に係る点検確認料の改正は行わず、中古移動及び認定申請に係る平成 30 年 2 月 1 日以降の点検確認料については改めて検討する。

項 目	日中作業	閉店後作業
取扱実務費(1件あたり)	27,000円	27,000円
書類発給手数料(1機種あたり)	10,000円	10,000円
点検確認料(1台あたり)	1,000円	5,000円
確認証紙代(1台あたり)	300円	300円
旅 費	実 費	実 費

(5) 遊技機の認定申請に係る点検確認料の取扱いについて

販社都合、ホール都合に係らず、改定された料金をホール様から必ずいただくこと。

(他、上記(4)同様) (10月18日付・全商協発第132号) (10月18日付・東北遊商発第83号)

(6) ぱちんこ遊技機の認定申請に関するお願い文書について

(全商協が全日遊連へ対して10月13日付・第129号を発出)

(全日遊連が各県遊協へ対して10月13日付・第243号を発出)

(10月18日付・東北遊商発第84号)

- ① 膨大な認定申請依頼が予想され、期間内での処理が完了できるか非常に懸念される
- ② 認定機になった遊技機は、中古機として売買できなくなることから、ホールの資産価値減少に繋がる。
(認定機となった遊技機は、同一都道府県内の同一名義人のチェーン店以外、中古移動させることはできず、他店との売買等は一切できなくなる。)
- ③ 平成 29 年 1 月 (2017 年 1 月) 以降に発売されたぱちんこ遊技機の認定申請は極力控えていただきたい。

(7) 認定遊技機の枠の取扱いについて (10月23日付・東北遊商発第85号)

- ① 検定機(中古)ベニヤには、認定取得後の枠を使用することはできない。
- ② 新台ベニヤに認定機の枠を使用する際は、必ずメーカーに確認すること。
(その際は、新台メーカーの保証書となる。)

(8) 認定申請に関する変更について (10月25日付・東北遊商発第88号)

- ① 認定証紙(認定申請用)の発給について
認定申請遊技機点検確認依頼書受付日の(15時締切り)→翌々日(2営業日)の発給に変更
(10月30日(月)から適用)
- ② 認定事前受付の一時停止について
宮城県以外の組合登録販社(本社)のみ、認定事前受付の対応をしているが、10月27日(金)申請受付分をもって一時停止。検定事前受付は、通常のとおり。

(9) 認定申請に係る点検確認料について (閉店後作業の判断基準)

(10月31日付・東北遊商発第89号)

- ① (全商協・回胴遊商から全日遊連へ対して)点検確認作業を日中出来る環境を整えていただき、極力店休日等で作業が完了できるようお願い。
- ② 「点検後作業」とは、営業時間外での作業のことを示す。

変転後から開店前までは1台あたりの点検確認料を5,000円とし、営業時間内は通常の1,000円。

(10) 認定証紙(認定申請用)の発給について (10月31日付・東北遊商発第91号)

① 10月30日(月)・10月31日(火)受付分の認定証紙(認定申請用)発給依頼が膨大のあまり、お渡し予定の午後1時半(両日とも)にお渡しできない恐れがあります。

(問合せは午前10時半～午後0時厳守で願います。)

② 認定証紙(認定申請用)が届いた時点で、今後、ホール様と点検確認の日程の調整をお願いします。

(11) 認定証紙(認定申請用)の発給遅延について (11月1日付・東北遊商発第92号)

① 10月31日(火)受付分の確認証紙(認定申請用)の発給は、11月6日(月)午後1時30分以降のお引渡しとさせていただきます。

② 11月2日(木)に必要な場合は、組合事務局に電話連絡を。

(12) 認定証紙(認定申請用)の発給遅延について(追伸) (11月1日付・東北遊商発第93号)

① 上記(11)の②について、10月31日(火)受付の11月2日(木)発給を終了といたします。

第2号議案 全商協第5回機械流通委員会開催結果について(10月4日開催)

1. 営業所から提出される「誓約書」及び「確認書」の取扱い運用について

(本日の第1号議案(2)で報告済みのため省略)

2. 規則改正に伴う遊技機の取扱い(事前認定申請)に関することについて

(本日の第1号議案(3)で報告済みのため省略)

3. 夜間(深夜)の点検確認作業に関する実態調査について

(本日の第1号議案(4)・(5)で報告済みのため省略)

4. QRシステムPT会議の進捗状況報告について

担当役員より、関西遊商の提案した機器(デンソー社)が、位置情報を地下では取得できないことが判明し検証不足であったとお詫びがあった。

なお、同社の後継機種が平成30年4月に発売予定で、その機種は地下でも位置情報を取得できるよう仕様変更されている。

次に、東遊商において提案する機器についての報告があった。

東遊商では、一体型のスマートフォンでの開発を進めており、10月頃に完成予定と見込んでいたが、不測の事態が生じ開発が遅れているが、現在性能を試している状況である。

QRシステムPT会議開催時期は、東遊商の提案を待っている状況であるので、着実に進めるよう命ぜられた。

次に、QRシステム改修についての報告がなされ、Windows10を対応するには400万円の改修費用が掛かるため様子を見て検討したい。

5. その他

(1) 認定用打刻書類「表紙(黄色)」について

(この後の、10月16日開催全商協第6回機械流通委員会結果の第1号議案で報告するため省略)

(2) 認定申請における取扱実務費について(本日の第1号議案(4)・(5)で報告済みのため省略)

(3) 認定申請用確認証紙貼付場所について

「前倒しで」認定申請をおこない、認定遊技機となった後に、同遊技機で用いている「枠」を他の遊技機で使用した場合、残った「盤(セル)」には認定機である証がないため、誤って

検定機と思込み中古として使用されることが懸念される。

しかし、認定申請用確認証紙を貼付する場所については、中古機流通協議会の取決め事であるので、現行のとおり遊技盤の枠番号付近若しくはそれに準ずる位置に貼付することが確認された。

第3号議案 全商協第6回機械流通委員会開催結果について(10月16日開催)

1. 「認定」打刻書類の表紙製作について

認定打刻書類の製造限度枚数を超える需要が見込まれるため、製作会社の㈱テルノサポートより、85万枚分の見積りをいただいた。

認定1件の書類で、表紙(黄色)を2枚用いるので、85万枚発注した場合42万5千件分の申請分となる。発注枚数を85万枚とするかを諮ったところ了承された。

また、各単組への割り振りとしては、これまでの実績比率で分ける。

なお、納品は直接各単組に収めるので保管していただき、買取っていただくことを理事会へ上申する。

2. 認定申請の予想台数について

3. 認定申請増加に伴う各単組事務局職員の増員について

4. ぱちんこ遊技機の認定申請に関するお願いについて

(本日の第1号議案(6)で報告済みのため省略)

5. 1型式複数台認定申請中の遊技機の内、故障等により1台を取下げた場合について

取下げる場合の扱いを明確にしなければならない。ホールの認識が薄いため、販社及び組合の混乱の基にもなることが危惧される。ついては、取下げをおこなうホールより警察署の所轄に確認をしていただき対応してほしい。

6. 遊技機の「認定」申請に係る点検確認料(夜間)の一部改正について

(本日の第1号議案(4)・(5)で報告済みのため省略)

7. ㈱ビスティ CRエヴァンゲリオン12Gへ対してのセキュリティシール貼付について

本遊技機は、ガラスユニットが別梱包であることにより、遊技台本体とガラスユニットの組合せに番号等での整合性があるかを確認し、セキュリティシールを貼付するか否かを検討する。

8. 認定申請用「確認証紙」について

現在、全単組で約50万枚所有している。今後、10月30日に5万枚、11月10日に25万枚、11月20日に15万枚、12月4日に5万枚、合計100万枚が納品される予定である。委員より11月上旬までに130万枚必要になるのではないかと予想意見があがった。

また、平成30年2月以降認定申請の動きがなくなるので、各単組で残った表紙(黄色)及び確認証紙を全商協が買い上げていただくことを理事会に上申する。

第4号議案 遊技機梱包ビニール袋の見積りについて

9月20日に開催された全商協機械流通委員会(第3号議案)において、山内副委員長より複数社から見積りの提出依頼をしていただくことが了承され、現状の報告をいただく。現在、見積り依頼中である。

第5号議案 くぎ確認シート対応機種について

9月26日開催された東北遊商第5回機械流通委員会(第3号議案)において、当組合の新台部会員よりくぎ確認シート対応機種の情報を提供していただけるかの「是非」を、跡治委員より伺っていただくことが了承され、結果報告をいただく。

第6号議案 カンペリアルアントディ社製「CR 牙狼 GOLD STORM 翔」保全措置検証調査現状報告

① 管理番号無しセキュリティシール受注及び検証報告件数(10月20現在)

シール注文依頼販社数	注文枚数	申請台数	検証結果報告件数
35社	262枚	220台	9件

② 検証結果報告内容

検証内容	報告内容	
剥がれやすさ	問題ない・6件	剥がれる・3件
下部シールの傷	傷が付くが問題ない・6件	傷が多く付くため記載内容が確認できない・3件
剥離痕の状態	問題ない・8件	剥離痕残りにくい・1社
貼付の困難性	特に支障はない・8件	どちらとも言えない・1件
その他(意見)	新台時のツルツルのテープの上に貼ったため、剥離痕がのこらない	段ボールの取手が広がるおそれがある

第7号議案 「新規」取扱主任者講習会開催について

- 10月度「新規」取扱主任者講習会を、柳委員の講師の基、10月18日(水)に受講希望の1社1名に対して開催し、結果合格であった。
- 11月度「新規」取扱主任者講習会へ、2社2名の受講希望の申請があがっていることにより、柏木委員の講師の基執り行う。(10月30日現在)

平成29年度「新規」取扱主任者講習会

2017/10/20 現在

No.	開催日	開催場所	講師	販社数	受講者数	合格者数	不合格者数
1	4月21日	東北遊商会議室	柳	1	1	1	-
2	6月16日	東北遊商会議室	柳	1	2	2	-
3	7月13日	東北遊商会議室	大久保・柳・柏木	5	7	7	-
4	8月21日	東北遊商会議室	柳・柏木	1	2	2	-
5	9月15日	東北遊商会議室	柏木・大久保	5	5	5	-
6	10月18日	東北遊商会議室	柳	1	1	1	-
7	11月	東北遊商会議室	柏木	2	2		

第8号議案 認定用確認証紙及び打刻書類発給(検定・認定)の遅延等について

認定用確認証紙の発給の遅延及び今後の運用、打刻書類発給(検定・認定)の遅延、発給遅延等の状況公表について検討された。

1. 認定用確認証紙の発給の遅延について

- (1) 11月1日(水)から11月6日(月)受付分までについては3営業日目の発給。

- (2) 認定用確認証紙発給の組合受付は、11月6日(月)最終日として一旦停止。
- (3) 11月7日(火)以降については、販社各位に一定数量の認定用確認証紙を一括で渡し、販社管理運用とする。(11月10日からの運用開始。)
- 2. 認定打刻書類遅延の見込みについて
11月6日(月)受付分から状況により、所要日数5日～10日程度見込まれる。
- 3. 検定打刻書類遅延の見込みについて
11月27日(月)受付分から状況により所要日数5日～10日程度見込まれる。
- 4. 認定・検定打刻書類発給遅延等の状況公表について
クラウド型共有ファイルシステム「サイボウズ」に逐次更新し掲載をする。

以上